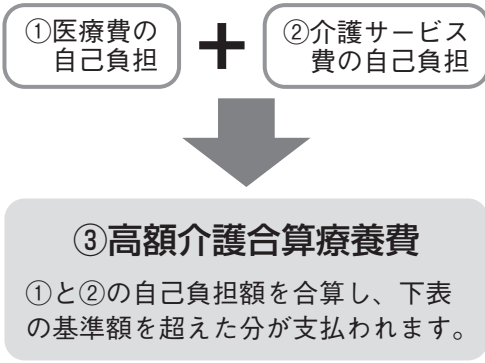


# 国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ 高額介護合算療養費の制度と 申請手続きについて

## 申請手続きについて

【高額介護合算療養費制度】  
医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

- ①「病院にかかったとき」、  
②「介護サービスを利用したとき」の1年間の自己負担額の合計が、下表の基準額を超えた場合
- ③「高額介護合算療養費」として支給されます。



※同一世帯であっても、加入している医療保険が違っていると合算できません。

※医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合、または支給決定額が500円以下の場合には支給されません。

※各種医療費助成制度を利用している方は、医療機関窓口で支払う自己負担額が軽減されていますが、介護サービス費との合算となる場合があります。

### 【申請手続】

高額介護合算療養費（令和3年度分）の支給対象となる方には、3月以降に申請案内を送付します。

ただし、次に該当する方は、申請案内ができない場合がありますので、国民健康保険係へお問い合わせください。

- 令和3年8月1日～令和4年7月31日の間で次の方
- ・被用者保険から国民健康保険へ移行された方

- ・被用者保険または国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方
  - ・他の市町村から転入した方
- 【国保制度に関する問い合わせ先】

- ・住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112
- ・後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先  
北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601
- ・住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112

### ■国保被保険者70歳未満の方

区分	自己負担額の合計基準額
区分ア	212万円
区分イ	141万円
区分ウ	67万円
区分エ	60万円
区分オ	34万円



### ■後期高齢者医療・国保被保険者70歳以上の方

負担割合	区分	自己負担額の合計基準額
3割	現役並み所得者	(課税所得690万以上) 212万円
		(課税所得380万以上) 141万円
		(課税所得145万以上) 67万円
1割 (2割含む)	一般	56万円
		住民税 区分Ⅱ 31万円
		非課税世帯 区分Ⅰ 19万円

※1年間の自己負担額の計算期間  
令和3年8月1日～令和4年7月31日  
※支給額計算は、令和4年7月末時点の所得区分で計算されます。



〈広告〉

### 【リラクゼーションサロンRukka】

八雲町入沢460-3  
☎090-2699-3589

- ・オイルトリートメント全身 4500円\*
- ・タッチケア 3500円
- ・フットケア 3500円
- ・ヘッドスパ 2500円
- ・ハンドケア 1000円

当店ではお悩みにより深く働きかけるメディカルアロマを取り扱っています。  
アロマを使ったコスメ作りや  
成活酵素ジュース  
スーパーフードチョコ作り会  
イベント出店や出張もしています



〈広告〉

障害のある方々の 就業を叶えます

実績多し!!

仕事 決まったよ!

今すぐお電話を!

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書  
自立支援医療受給者証をお持ちでない  
方もお気軽にご相談ください。

障害者就業移行支援事業所  
町内で訓練しています

0138-83-8018  
080-1896-1077

国館市深堀町1-7  
ジョブシード 検索  
jobsp.hirano@gmail.com